

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者  
各指定障害者支援施設運営法人代表者  
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児入所施設運営法人代表者  
(岐阜市所管の施設等は除く。)

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

障害児通所支援における児童指導員等加配加算の取扱いについて

平素より県の障がい福祉施策の推進に御理解と御協力を賜り、御礼申し上げます。

今般、児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける児童指導員等加配加算が適切に算定されておらず、障害児通所給付費が過大に支給されている事例が確認されている旨、別添のとおり厚生労働省から事務連絡がありましたのでお知らせします。

これを踏まえ、県の児童指導員等加配加算の届出様式である体制様式(別紙6)について、児童発達支援管理責任者の員数を記載していただくよう改正を行いましたので、以下の県ホームページよりご確認ください。

【申請・様式集(児童福祉法関係)】

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/8617.html>

(「3. 障害児通所給付費・障害児入所給付費等算定に係る体制届出様式」における「体制様式(別紙1～別紙23)」エクセルファイル内に掲載)

また、障害児通所支援における児童指導員等加配加算の要件に関するQ&Aが別紙2のとおり整理されておりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	若 原	担 当	原
電 話	058-272-1111 内 3492		
F A X	058-278-2643		
E-mail	<a href="mailto:c11226@pref.gifu.lg.jp">c11226@pref.gifu.lg.jp</a>		